

第4章 重点区域の位置及び区域

1 京都市の重点区域の設定の方針について

京都は平安遷都以来、1200年に渡って同一場所に存在し、各時代時代の各種文化財をはじめとした有形無形の歴史的資産が重層的に共存し、それらが市民の暮らしの中に溶け込み、京都特有の歴史的風致を形成している。

このような京都特有の歴史的風致を形成している区域は第2章で述べているように、市全域に渡り存在しているが、そのうち、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要であると認められる以下の区域を重点区域として設定していく。

- (1) 歴史的風致に資する町並みや人々の営みが消失しつつある地域
- (2) 現に、良好な歴史的風致に資する町並みや人々の営みがある地域のうち、このまま放置すれば歴史的風致の維持向上に支障を来すと考えられる区域で、町並み保全施策や地域の環境整備を図り、地域の担い手の機運をより一層高め、歴史まちづくりに重点的に取り組むべき区域

2 本計画の重点区域の位置及び範囲の選定について

第1章の文化財の分布で示しているように、京都市には、世界文化遺産の寺社・城以外にも、国指定をはじめ府・市指定の文化財など約2,800件を越す文化財があり、文化財に指定されていない京町家をはじめとする歴史的建造物を加えると、相当数の歴史遺産が存在し、それらの歴史遺産の分布は京都市内の広範囲の地域にわたっている。

これらの歴史遺産の背景を成す京都の自然景観を保全するため、京都市では、昭和5年（1930）の風致地区の指定以来、市街地周辺の地域において、昭和41年に制定された「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」による規制と土地の買入事業の実施や風致地区条例による規制と誘導、更には平成7年の自然風景保全条例の制定等により、山ろく部の住宅地や市街地の背景をなす三方の山並みの保全を図ってきた。

一方、市街地では、昭和47年から京都市市街地景観条例により美観地区による規制を行い、市街地景観の維持・向上に努めてきたが、平成に入り、都市開発の大きな流れの中、その圧力の高い都心部をはじめとする既成市街地において、風情ある都市景観は消失の危機にあった。そのため、平成7年から平成8年にかけて、まちづくり審議会からの答申を踏まえた条例改正や屋外広告物条例の全面改正等を行うとともに、美観地区の拡大や面的整備地区の地区指定制度の創設により景観保全の施策を拡充し、市街地景観の保全を図ってきた。更には、平成16年（2004）の景観法の制定を受け、平成19年9月の新景観政策により、更なる規制の強化を図っている。

これらを踏まえ、本計画では、江戸期から明治期には既に市街地が形成又は市街化が進められた地域であり、今なお歴史的風致を形成している地域のうち、文化財等の歴史的建造物が集中している地域の中で、次のような区域を重点区域に設定する。

- (1) 市街化の進行による歴史的風致の消失の進行を防止するため、景観法に基づく厳しい規制を課している景観地区の中でも特に旧市街地型美観地区又は歴史遺産型美観地区に指定している区域を中心に、山並み背景型美観地区や山ろく型美観地区の一部^{※1}、及びそれらの区域で形成されている歴史的風致に関連した施設や町並みが広がる区域であって、市街地周辺部の無秩序な土地利用による歴史的風致の消失を防止するため都市計画法に基づく風致地区^{※2}に指定されている地域

本市では、昭和47年から美観地区のエリアを中心とした景観保全の取組みを展開してきている。

その理由としては、戦争による空爆被害をほとんど受けず、戦前の町並み景観を継承している京都が、明治、大正、昭和そして平成の4時期を生きてきた市街地、即ち明治時代に形成された旧市街地のうち、戦前の町並み景観を地域開発から守るべき地域を中心として景観保全の取組を進めてきたことによる。

これらの地域の中心は、平成8年及び15年に景観特色の維持を目的に景観保全の施策を拡充した美観地区の範囲であり、現在の旧市街地型美観地区である。

そして、平成7年の条例改正で町並みの保全・整備を図る地区指定制度として創設した「歴史的景観保全修景地区」及び「界わい景観整備地区」を景観地区の認定制度に移行し、歴史遺産型美観地区として引き続き保全を図っている。

さらに、昭和47年より東山の山並みを背景として美観地区に指定した地域は、上記の旧市街地型美観地区及び山並み背景型美観地区として保全を図っている。

- (2) 歴史的風致を維持向上させる取組の速やかな実施が求められている地域において、歴史的建造物の修理・修景、道路や公園等の歴史的風致維持向上施設の整備などのハード事業と歴史的資産周辺の交通環境の整備、伝統産業・伝統文化の活性化等のソフト事業の両面による各種取組を総合的に実施し、歴史的風致の維持向上をより確実に推進できる区域

具体的には、これらに当てはまる区域として以下の4つの地区を選定し、重点区域に設定する。

- ア 歴史的市街地地区
- イ 歴史的市街地・東寺地区
- ウ 歴史的市街地・伏見地区
- エ 上賀茂地区

なお、設定する4つの地区以外にも、三方の山々の山ろく部や街道筋のまちにおいて、世界遺産をはじめとした様々な歴史的建造物や史跡・名勝など、市内各所に数多くの歴史的資源が点在し、人々に歴史の記憶を呼び起こすとともに、その資源を抛り所に様々な活動が行われ、地域に対する愛着の源になっている。

今後、それらの地域における歴史まちづくりの機運の高まりや地域からの提案、保全施策との連携などを踏まえながら、歴史まちづくりの推進を図っていく。

※1 美観地区（景観計画から抜粋）及びその種別（一部）

京都御所や二条城、東・西本願寺、東寺等、まちなかに点在する世界遺産をはじめとする歴史的資産及びその周辺地域、東山への眺望の前景となり数多くの歴史的資産が点在する鴨川から東に位置する鴨東地域、西陣や伏見などの伝統産業の集積により特徴的な町並みが広がる地域等を、都市計画法に基づく景観地区（美観地区）として指定し、良好な市街地の景観の保全を図る。

「山ろく型美観地区」：山すその緑豊かな自然に調和した低層の建築物が建ち並び、良好な町並み景観を形成している地区

「山並み背景型美観地区」：背景となる山並みの緑と調和する屋根の形状等に配慮された建築物が建ち並び、良好な町並みの景観を形成している地区

「旧市街地型美観地区」：歴史的市街地内において、生活の中から生み出された特徴のある形態意匠を有する建築物が存し、趣のある町並みの景観を形成している地区

「歴史遺産型美観地区」：世界遺産や伝統的な建築物等によって趣のある町並みの景観を形成している地区

※2 風致地区（景観計画から抜粋）

京都市の市街地は、なだらかな東山、北山、西山の三方の山並みに囲まれ、この緑豊かな山々が市街地景観の背景となっている。その山麓には、古い社寺等の歴史的建造物や名勝、史跡が集積しており、この緑豊かな山々と歴史的遺産の集積地、さらに山麓から広がる緑多い住宅地を、都市計画法に基づき風致地区として指定し、京都市風致地区条例に基づき風致保全計画を定め、風致地区内の建築物の新築、宅地の造成、木竹の伐採その他の規制を行い、都市の風致を維持する。

3 重点区域の歴史的風致の維持及び向上の効果

重点区域内にある歴史的・文化的資源は産業、伝統行事、伝統芸能、建築、工芸、庭園等の伝統技術の蓄積等が行われる場として、地域の新たな文化を創造する源として、また、当該地域を訪れる来訪者が地域の歴史や伝統を体感する場としても大きな価値を持つものである。

重点区域における歴史的風致の維持及び向上を図ることは、人々に拠り所と愛着をもたらし、それが伝統の継承、新たな文化の創造につながり、歴史的風致を活かした京都の魅力の向上につながる。

更に、京都の魅力の向上は、観光の振興にもつながる。この魅力を国内外に発信し、多くの人々と交流を深めることが、また新たな文化を創造するとともに、相互理解を深め、日本文化の拠点都市としての活力を高める大きな原動力となる。

そして、観光産業のみならず、農林業、製造業、卸・小売業などの産業への需要創出効果につながり、京都市全体の歴史的風致の維持向上に寄与することが期待できる。

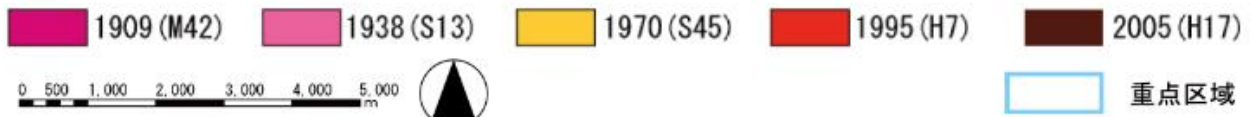
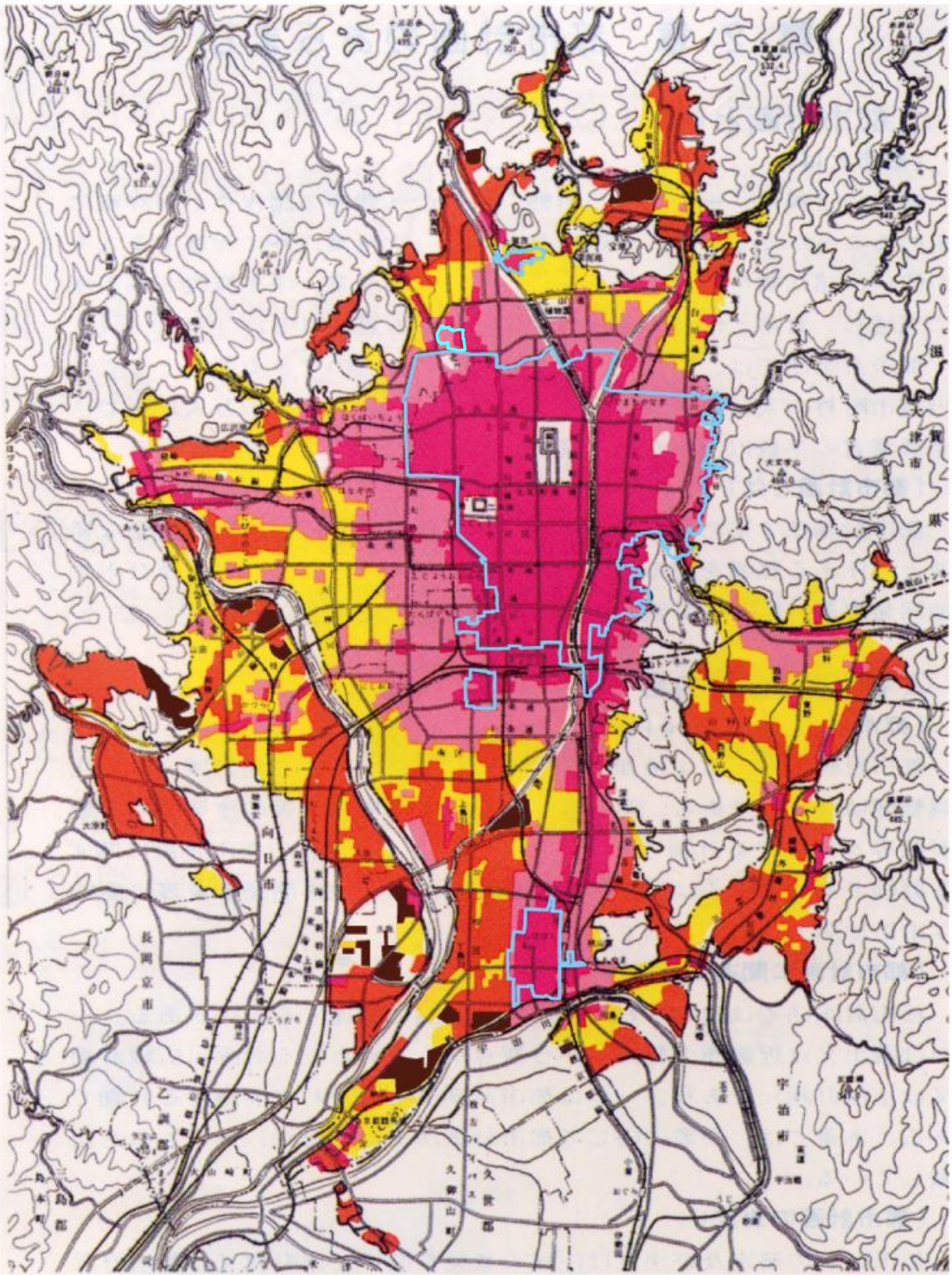


図4-1 「市街地形成の変遷」と重点区域

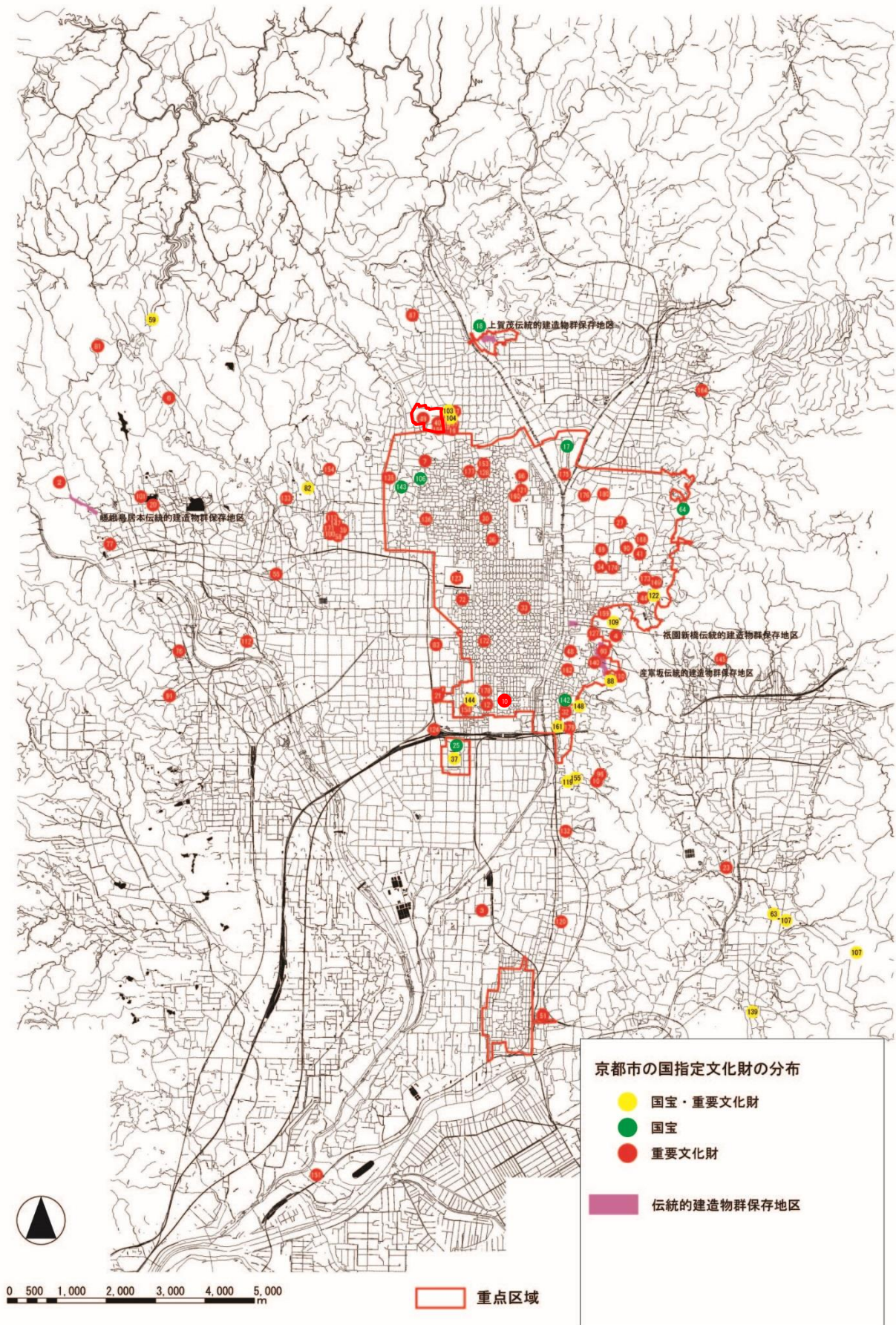


图4-2 「国指定文化財の分布」と重点区域

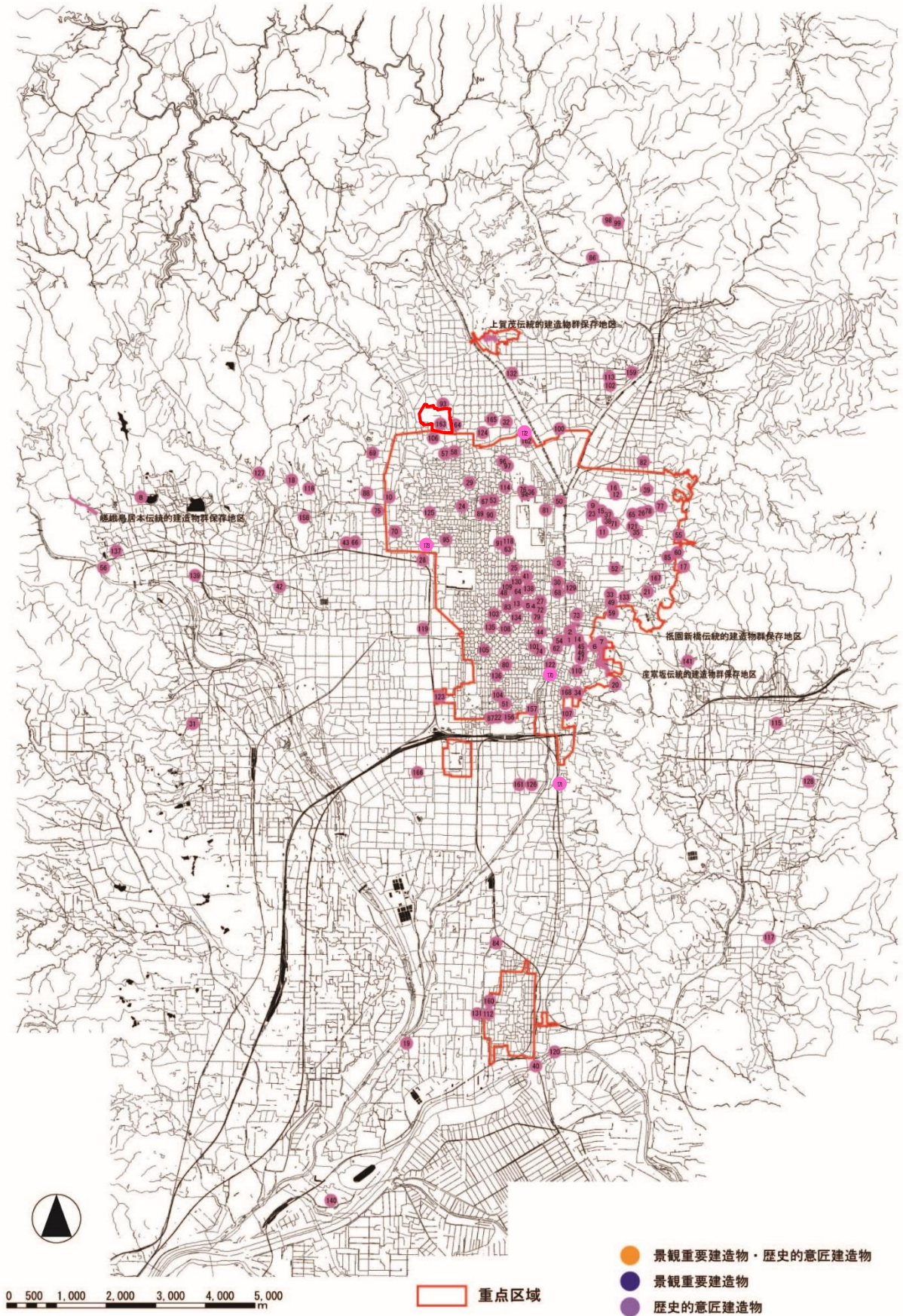


図4-3 「国の登録有形文化財（建造物）の分布」と重点区域

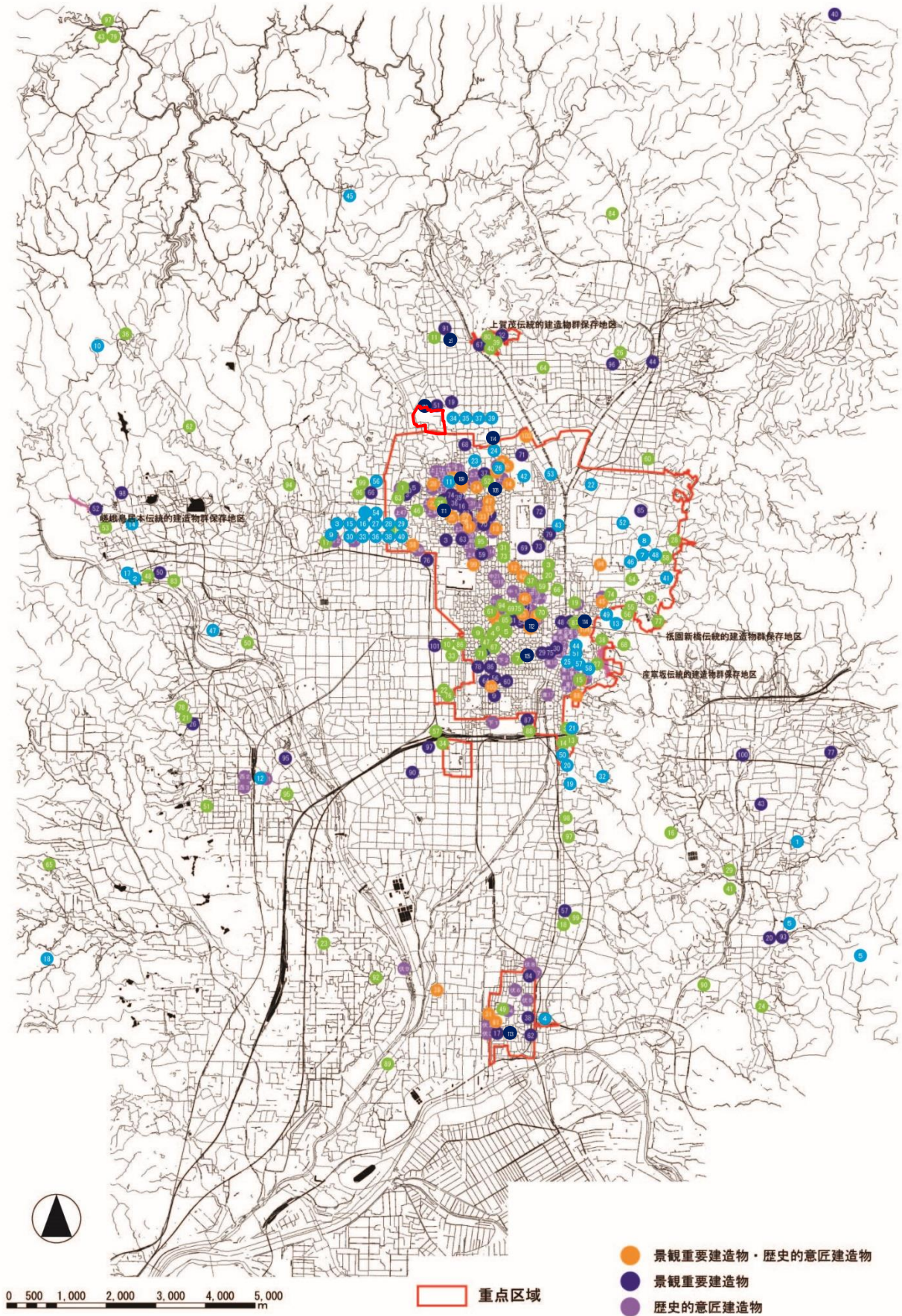


图 4-4 「府・市指定文化財等の分布」と重点区域

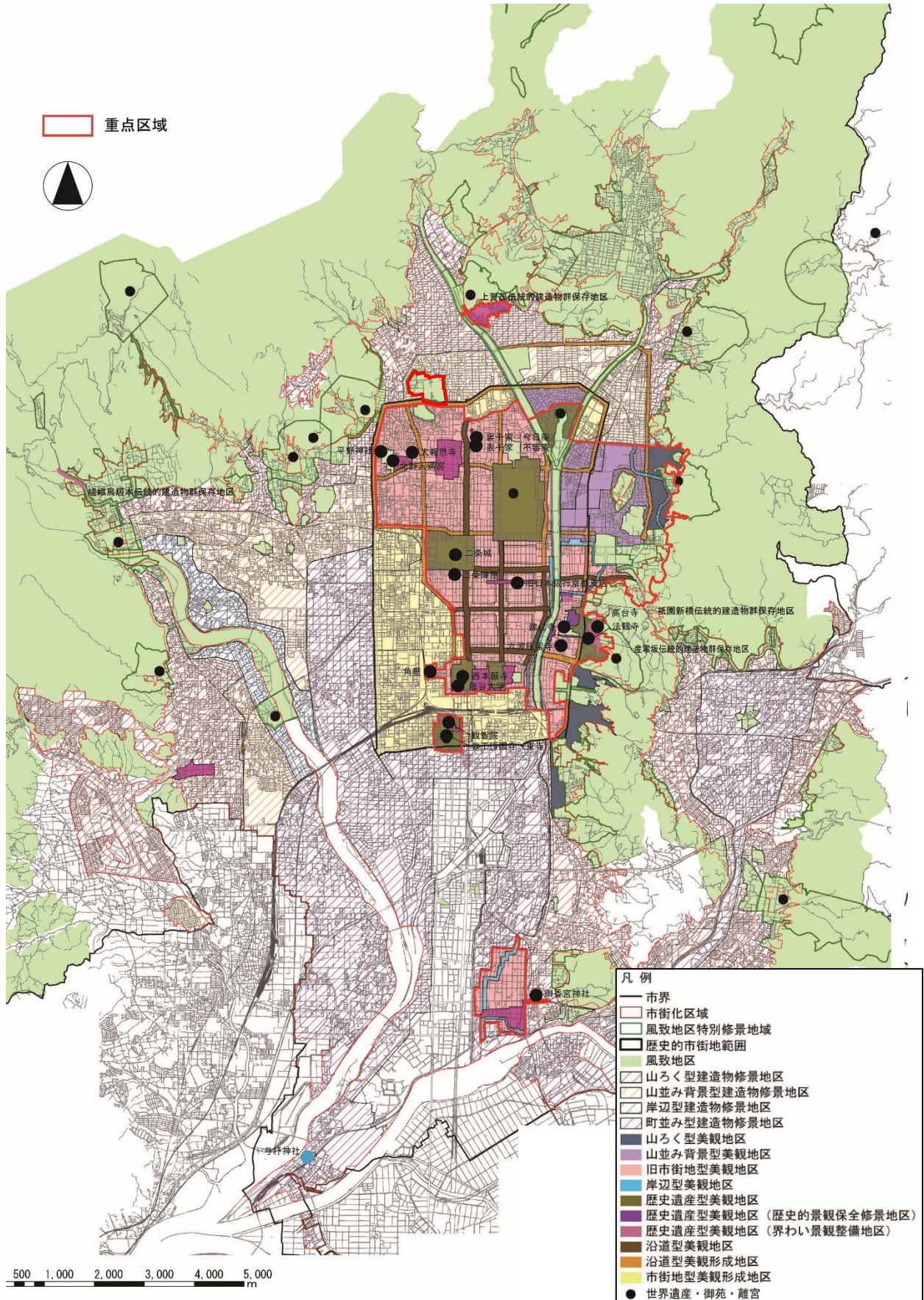


図4-5 「美観地区、美観形成地区及び建造物修景地区に関する指定概要図」と重点区域

4 重点区域の設定

(記載している指定件数等については令和2年1月現在の値)

以下に各地区の詳細について述べる。

(1) 重点区域の名称：歴史的市街地地区

重点区域の面積：約2,510ha

ア 地区の設定

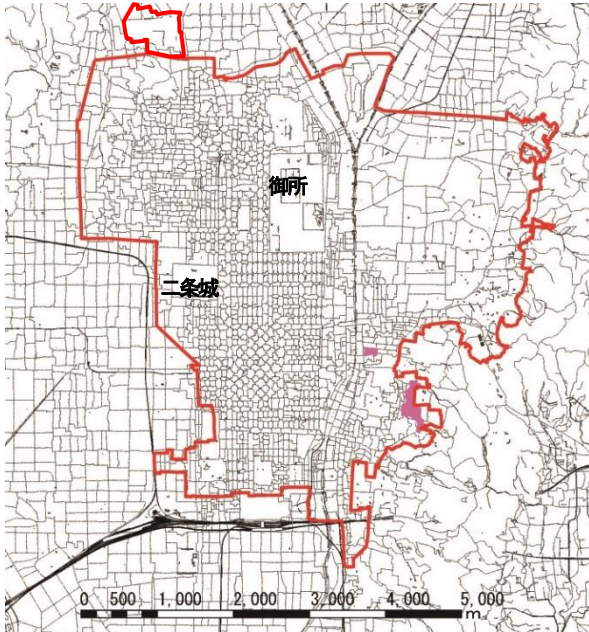


図4-6 重点区域図（歴史的市街地地区）

当地区は、平安遷都以来、千年以上にわたり、都の中心として繁栄してきた地域及び都としての洛中に隣接し時に一体的に捉えられていた地域である。現在でも平安京の都市構造を基盤とする格子状の道路により市街地が形成され、その中に二条城や御所、本願寺等をはじめとする歴史遺産や、京町家等で構成される歴史的町並み、明治以降に導入された近代洋風建築や近代化の象徴として知られる琵琶湖疏水などの歴史資源が集積している。

当地区は公家や武家の営み、寺社の営みとともに、町衆による日々の暮らしや産業活動、地域に根差した祭礼が繰り広げられてきた地区である。現在においても、京町家等の歴史的建造物を中心にそれらの営みが続けられ、歴史的風致を形成している。祇園祭を支える鉦町や本願寺を中心とした門前町、西陣や清水などの伝統産業を支えたまち、もてなしを生業とした花街などは、町衆の営みによって歴史的風致が形成されている地域として当地区を代表する。また、この地区は、概ね明治以前の町衆の自治単位である「町組」が形成されていた地区で、明治期に「番組」に改編され、現在においてもそれが自治の単位として強い絆のもと、自主的、自律的な活動が

行われており、歴史的な町並みの保全や伝統に培われた活動を支えている。

今なお、寺社や京町家等の歴史的建造物の中で、茶の湯や能などの伝統文化が活発に行われており、それらの活動が歴史的建造物と一体となって歴史的風致を形成している地域である。

また、古くから都としての洛中と深いつながりを持ち、明治以降は琵琶湖疏水をはじめとする近代化遺産や近代以降の文教施設等が京都の近代化を牽引した地域を含む。

当地区は、そのほとんどが景観計画において市街地景観を形成する重点地域として定めている歴史的市街地（おおむね北大路通、東大路通、九条通、西大路通に囲まれた地域及び伏見の旧市街地）に含まれており、その中でも、景観法や都市計画法に基づき定めた景観地区のうち、特に旧市街地型美観地区、歴史遺産型美観地区に指定している区域、山並み背景型美観地区のうち鴨川より東に位置している区域、風致地区のうち平安遷都1100年祭の開催や邸宅群、琵琶湖疏水等に関連する町並みが形成されている地域等を中心に、一部山ろく型美観地区、沿道型美観地区、岸辺型美観地区及び沿道型美観形成地区の区域を含む。

この区域においては、第7章に記載している事業を展開する予定である。

具体的には、主なハード事業として、京都市の歴史的風致の構成要素であり、地域内に多く存在している歴史的建造物の修理・修景事業や5花街の一つである上七軒をはじめとする無電柱化事業を伴う道路修景事業である。

また、ソフト事業は、市域全域を対象として、京都市の維持向上すべき歴史的風致である西陣織をはじめとする伝統産業や伝統文化の振興に関する事業を広く展開している。これらソフトの取組にハード事業の整備を併せて行うことにより、歴史的風致の維持向上を効果的に推進できることから、本計画での重点区域の設定としている。

当地区は、下表に示す景観地区及び風致地区を含む。当地区の区域はこれらの区域その他の景観規制の区域界及び市街化区域界に基づき定めているほか、歴史的風致に関連する施設の存する範囲によって定めている。

当該地区に含まれる景観地区及び風致地区

景観地区
山ろく型美観地区 ※地域：北白川・銀閣寺
山並み背景型美観地区 ※地域：田中・吉田／京都大学周辺／聖護院・吉田山周辺
岸辺型美観地区（一般地区）※地域：哲学の道／岡崎疏水／鴨川東(1)／鴨川東(2)／鴨川西(1)／鴨川西(3)／高瀬川(2)
岸辺型美観地区（歴史的町並み地区）※地域：白川（岡崎・祇園）／鴨川西(2)／高瀬川(1)
旧市街地型美観地区 ※地域：西陣／御所周辺／鴨東／鴨川／二条城周辺／職住共存(1)／職住共存(2)／本願寺周辺
歴史遺産型美観地区（一般地区）（祇園新橋伝統的建造物群保存地区、産寧坂伝統的建造物群保存地区の一部を含む） ※地域：下鴨神社周辺／御所／二条城／先斗町／祇園・清水寺周辺／本願寺
歴史遺産型美観地区（祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区）
歴史遺産型美観地区（祇園南歴史的景観保全修景地区）
歴史遺産型美観地区（上京小川歴史的景観保全修景地区）
歴史遺産型美観地区（三条通界わい景観整備地区）
歴史遺産型美観地区（千両ヶ辻界わい景観整備地区）
歴史遺産型美観地区（上京北野界わい景観整備地区）
歴史遺産型美観地区（本願寺・東寺界わい景観整備地区（本願寺地区））
歴史遺産型美観地区（先斗町界わい景観整備地区）
沿道型美観地区（都心部幹線地区） ※地域：御池通／四条通／五条通／河原町通／烏丸通／堀川通
沿道型美観地区（三条通地区）
沿道型美観形成地区（幹線地区） ※地域：その他の沿道の一部
風致地区
相国寺風致地区
鴨川風致地区の一部（鴨川特別修景地域・高野川特別修景地域・下鴨神社周辺特別修景地域の一部を含む）
比叡山風致地区の一部（北白川周辺特別修景地域の一部を含む）
東山風致地区の一部（吉田山特別修景地域、岡崎・南禅寺特別修景地域、円山特別修景地域の一部、銀閣寺周辺特別修景地域、岡崎公園地区特別修景地域を含む）（産寧坂伝統的建造物群保存地区の一部、東山歴史的風土保存区域の一部（大文字歴史的風土特別保存地区の一部）を含む）、清水寺特別修景地域の一部
北野風致地区
紫野風致地区の一部（船岡山周辺特別修景地域）
大徳寺風致地区（大徳寺周辺特別修景地区）

その他重点区域界の根拠となる景観規制の区域界

歴史的風土保存区域東山地区の区域界
自然風景保全地区界（自然風景保全区域を除く区域界）
東山風致地区 青蓮院・知恩院特別修景地域界（青蓮院・知恩院特別修景地域を除く区域界）

その他の重点区域界の根拠

ねねの道から名勝円山公園につながる道路のうち、円山特別修景地域と接する道路の東側道路境界
--

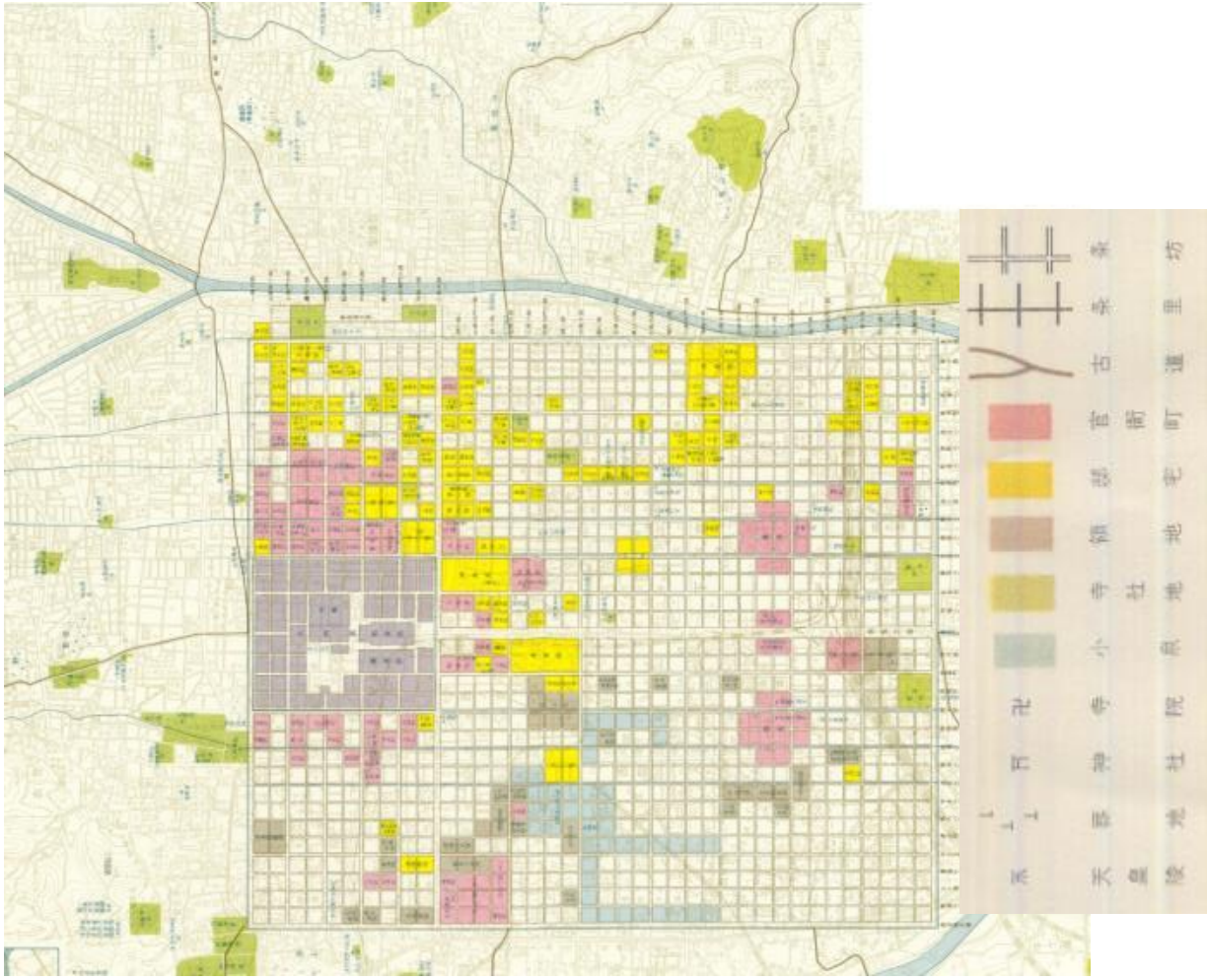


图 4-8 平安时代 院政以前の歴史的市街地地区周辺 (『京都の歴史 1 平安の新京』)

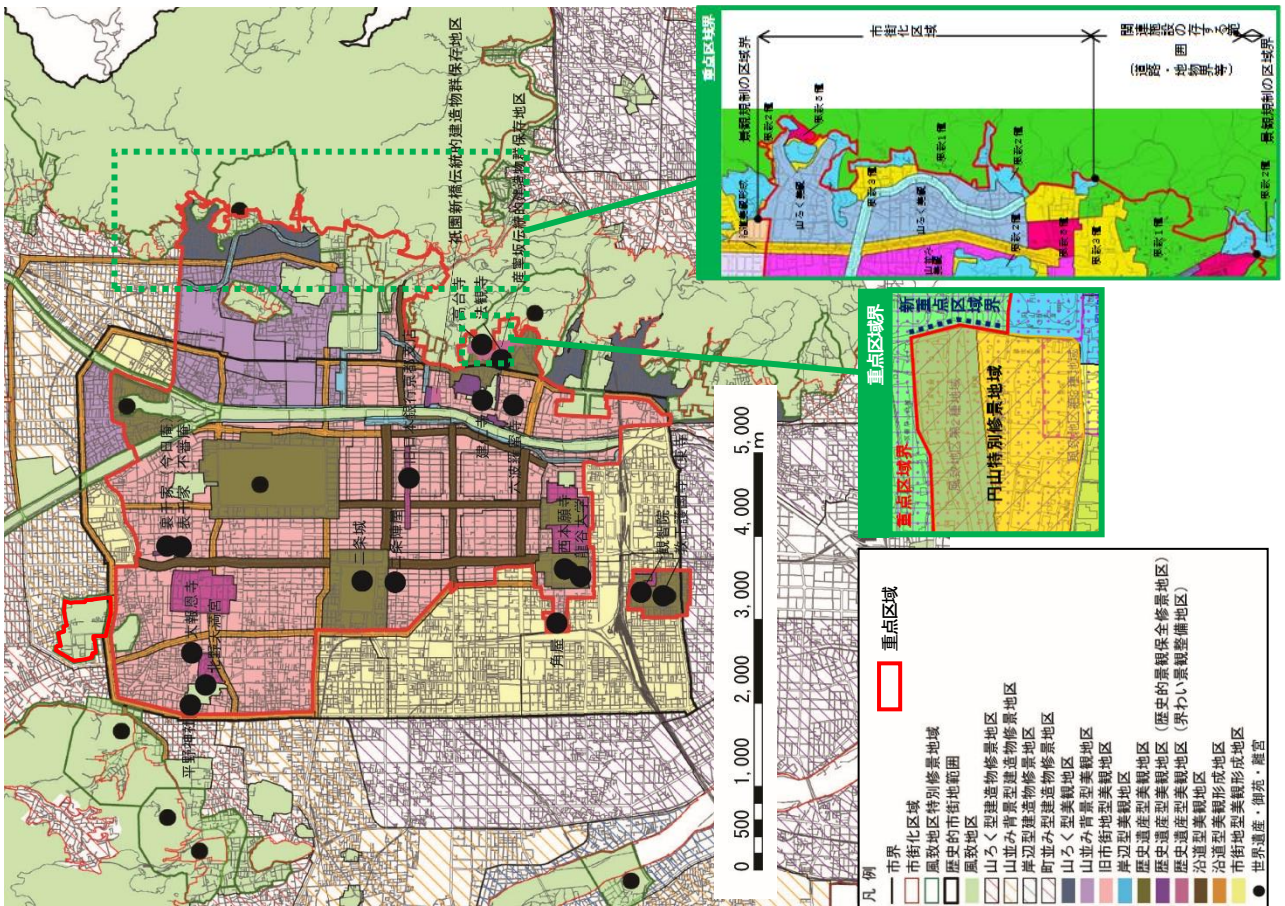


图 4-7 「景観規制図」と重点区域

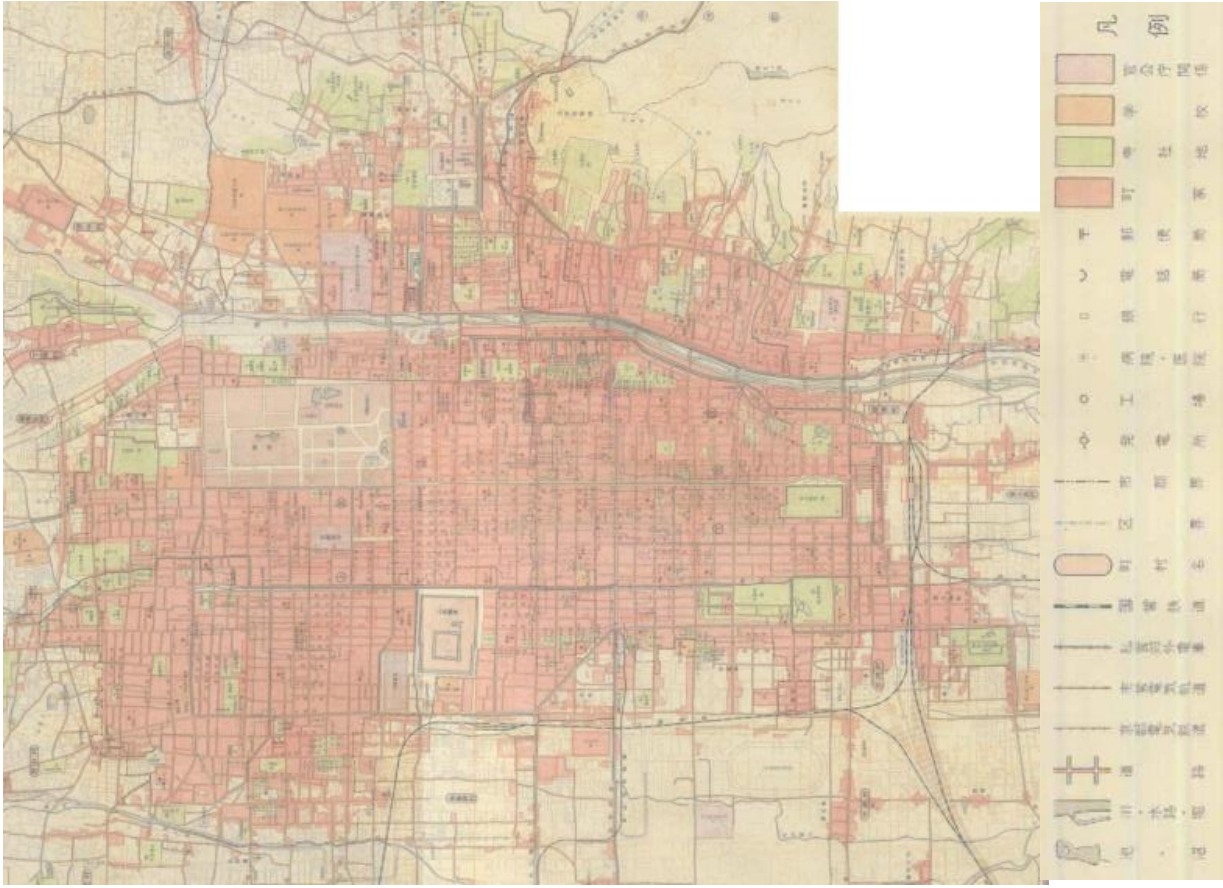


图4-10 大正4年の歴史的市街地地区周辺（『京都の歴史8 古都の近代』）

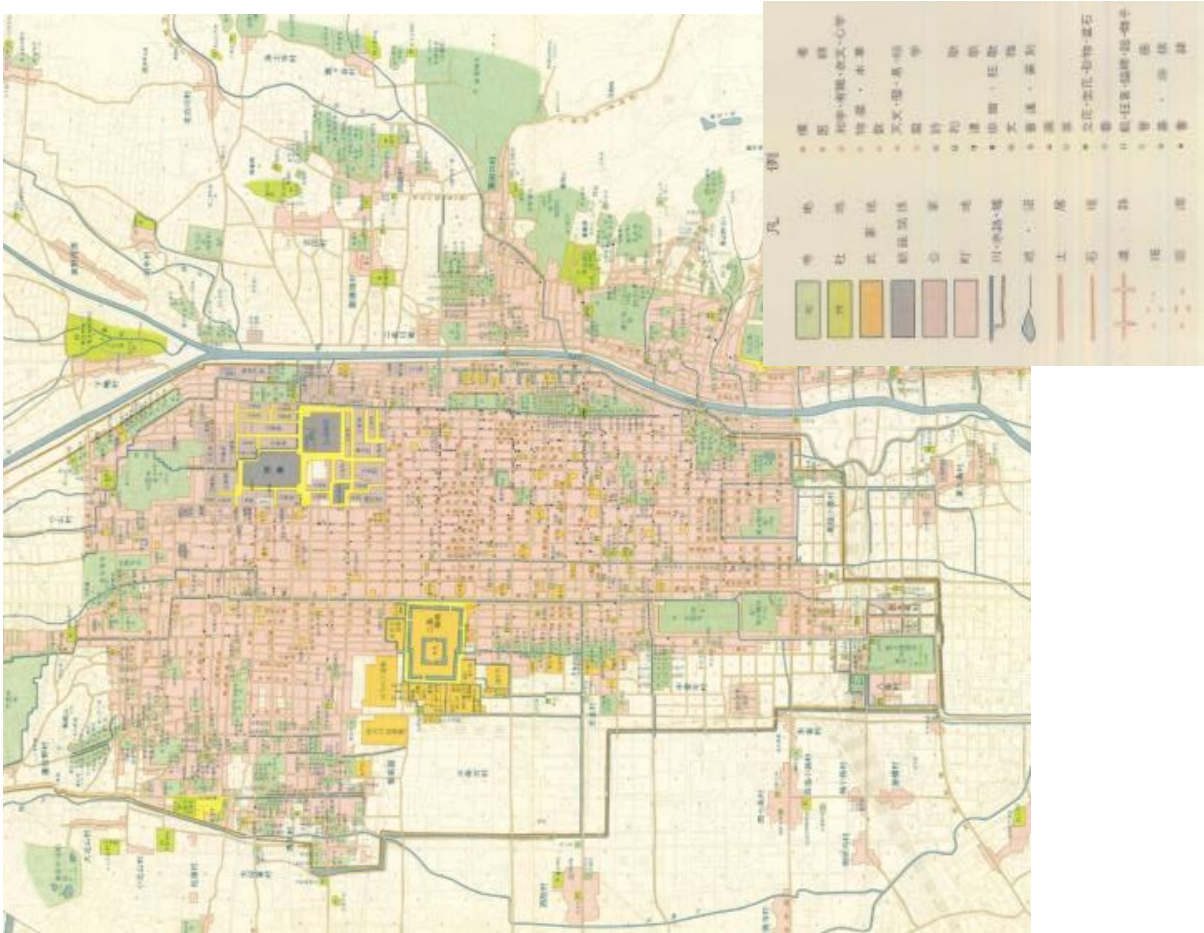


图4-9 天明・文化期の歴史的市街地地区周辺（『京都の歴史6 伝統の定着』）

イ 国指定選定文化財の分布

当地区内で建造物71件が重要文化財に指定されている。これらは、平安京域内最古の木造建造物遺構である大報恩寺本堂（千本釈迦堂）（鎌倉時代前期）から、中世、近世を経て、近代における都市再生期に建築された近代建築に至る、都市の重層性を現す歴史遺産である。

また、記念物37件が国指定記念物に指定されている。この中には、二条城（史跡）など、世界遺産「古都京都の文化財」の構成資産となっている史跡・名勝も含まれている。

さらに、国指定有形民俗文化財としては、祇園祭の山鉦29基を含む2件が、当地区内において指定されている。

この他、重要伝統的建造物群保存地区さんねいざかに産寧坂地区（門前町）と祇園新橋地区（茶屋町）の2地区が選定されている。

平成16年の文化財保護法改正で新たな文化的保護制度として加わった重要文化的景観には、「京都岡崎の文化的景観」が選定されている。

当地区内にある主な国指定文化財は以下のとおりである。

国指定文化財の京都市、地区内指定件数

区分	市内の指定件数	地区内の件数
重要文化財（建造物）	211件	71件
記念物	95件	37件
重要有形民俗文化財	4件	2件
重要伝統的建造物群保存地区	4地区	2地区
重要文化的景観	1件	1件

(7) 北野天満宮

全国の天満宮の総本社である。秀吉の大茶会で有名であり、現在でも「月釜」が行われている。また、毎月25日には境内全域に「天神さん」と親しまれる露店が開設され、市民の参詣と買物で賑わう。

境内地は広大で、社殿は、8棟の重要文化財建造物が重厚な雰囲気醸し出し、梅園や「史跡御土居」が北野天満宮の悠久の歴史を物語る。また、周辺には花街かがいである「上七軒」があり、室町時代からの伝統を受け継いでいる。

(4) 二条城

27.4haの全域が史跡指定され、城内には28棟の国宝・重要文化財建造物、特別名勝「二条城二之丸庭園」が存在する。日本を代表する城郭・御殿遺構として、世界遺産「古都京都の文化財」の構成遺産として登録されている。

王朝文化の中心である京都に在って、二条城は武家文化の象徴として存在し、京都の歴史文化の重層性を見せる重要な遺構である。全国において唯一残る御殿建築には、華麗な桃山文化を示す金碧障壁画べきしょうへきがが当時のままの姿を見せている。

(5) 旧日本銀行京都支店

明治39年辰野金吾設計による「日本銀行京都支店」の遺構であり、京都における明治期の貴重な近代洋風建築として高い評価を受け、重要文化財に指定されている。

現在、京都文化を展示発信する施設である京都文化博物館の別館として利用され、展示機能に加えてカフェや販売施設、各種音楽会会場としての活用も図られている。

(6) 祇園新橋重要伝統的建造物群保存地区

祇園は祇園社をはじめとする鴨東の社寺や鴨川に接して開け、中世以来、庶民文化を育ててきたところであった。そして、江戸初期に完成した鴨川の築堤工事は、鴨東への市街地の拡大と遊興の地としての祇園の発展をさらに進めていった。当地区は、祇園外六町に続いて、正徳2年（1712年）、祇園内六町の茶屋街として、開発されたのがはじまりである。その後、当地区は、江戸末期から明治にかけて芝居、芸能と結びつてますます繁栄し、現在では五花街の一つである祇園甲部の一部として今日に至っている。

当地区では、地区内の建物の約70%の建物を、伝統的建造物群の特性を維持していると認め、伝統的建造物として定めている。

(7) 産寧坂重要伝統的建造物群保存地区

東山山麓に位置する当地区一帯は、京都の東郊として早くから開けたところで、平安京以前からの歴史が重畳ちようじようし、今も多くの歴史的遺産を有している。

当地区は、当初、清水寺、法観寺、祇園社などの門前町として始まったが、江戸時代中期以降は、これらの社寺を巡る道に沿って市街地が形成され、さらに明治・大正時代に市街地が拡大されて、今日に至っている。町並みの特色としては、八坂ノ塔（法観寺）、高台寺などの由緒ある社寺建築物、産寧坂、二年坂の石段と折れ曲がった石畳の坂道、そしてこの道に沿って建ち並ぶ江戸時代末期から大正時代にかけての京町家などが、門前町としての営みと一体となってすぐれた歴史的風致を形成している。

また、石堀小路一带は、明治時代末期から大正時代初期にかけて、貸家経営を目的とする宅地開発が行われて、今日に至っている。連続する石畳や石堀、石垣は、当初の様式を保つ和風住宅群と共に大正時代初期の町並みの面影をよく残し、京都市内でも独特の空間となっている。

ウ 国指定選定以外の指定文化財等

文化財保護法に基づく国の登録有形文化財（建造物）として、当地区内において、261件が登録されている。これらを種別で見ると、近代洋風建築66件、近代和風建築102件、社寺39件、町家54件となっている。

また、京都府と京都市においてそれぞれ文化財保護条例が制定され、各条例に基づき、文化財の指定・登録が行われている。

京都府文化財保護条例による建造物の保護としては、当地区内において指定17件、登録4件がある。種別は近世社寺建築19件、近代洋風建築1件である。記念物としては、名勝1件、天然物1件の2件が指定されている。

京都市文化財保護条例による建造物の保護としては、指定32件、市登録10件がある。これらの種別は、近世社寺建築16件、近代洋風建築11件、近代和風建築2件、町家10件、その他3件となっている。

また記念物としては、指定21件、登録6件がある。これらは、史跡7件、名勝14件、天然記念物6件となっている。有形民俗文化財には、当地区内において、指定4件、登録1件がある。

国指定選定以外の文化財の京都市、地区内指定・登録件数

区 分	市内の指定・登録件数	地区内の件数
国登録有形文化財（建造物）	419件	261件
府指定有形文化財（建造物）	49件	17件
府登録有形文化財（建造物）	8件	4件
府指定記念物	6件	2件
市指定有形文化財（建造物）	74件	32件
市登録有形文化財（建造物）	27件	10件
市指定記念物	74件	21件
市登録記念物	25件	6件
市指定有形民俗文化財	8件	4件
市登録有形民俗文化財	3件	1件

エ 景観法、市条例関連の指定物件等

当地区内に、景観法に基づく景観重要建造物78件、京都市市街地景観整備条例に基づく歴史的意匠建造物86件を指定している。いずれも外観保存を基本とした制度で、建物の内部については規制の対象外としている。

また、歴史的町並みの保存・再生を図るため京都市市街地景観整備条例に基づく歴史的景観保全修景地区を3地区（祇園町地区、祇園縄手・新門前地区、かみのきょうこかわ上京小川地区）、界わい景観整備地区を5地区（上京北野地区、千両ヶ辻地区、三条通地区、本願寺・東寺地区（本願寺地区）、先斗町地区）指定している。

景観法、市条例関連の京都市、地区内指定件数

区 分	市内の指定件数	地区内の件数
景観重要建造物	114件	78件
歴史的意匠建造物	107件	86件
歴史的景観保全修景地区	3地区	3地区
界わい景観整備地区	8地区	5地区

オ 主な伝統的祭事の一覧

月	日	年中行事<場所>	内容
1月	元旦～	初詣	
	1～3日	おおぶくふくちや 皇 服 茶 <六波羅蜜寺>	
	2～4日	筆始祭 <北野天満宮>	祭神菅原道真は「三聖」とたたえられた書家として知られる。2日にその遺愛の「松風のすずり硯」などを供え、書道上達を願った神前書初め「天満書」が4日まで、境内絵馬所で行われる。
	8～12日	初ゑびす えびす <恵美須神社>	
	15日に近い日曜日	通し矢 <三十三間堂>	
	15日	とんど いまくまの <新熊野神社>	
	25日	初天神 <北野天満宮>	菅原道真の誕生日と亡くなった25日にちなんで毎月行われる縁日のうち、1月は初天神、12月は終い天神と呼んで、多くの出店が立ち並ぶ。
2月	2～4日	節分祭 <市内各神社>	
	25日	梅花祭 <北野天満宮>	梅を好んだ菅原道真をしのんで、梅の花を供える行事
3月	15日	涅槃会 <真如堂>	釈迦の命日にちなんだ法要
4月	1～30日	都をどり<祇園甲部歌舞練場>	
	第1日曜～第3日曜	京おどり<宮川町歌舞練場>	
	8日	花まつり <西本願寺ほか>	釈迦の誕生日に行われる行事
	10日	桜花祭 <平野神社>	花山天皇が桜の木をお手植えされたいわれにちなむ祭り
	15～25日	北野をどり<上七軒歌舞練場>	
5月	1～24日	鴨川をどり<先斗町歌舞練場>	
	1～4日	千本ゑんま堂大念佛狂言<千本ゑんま堂(引接寺)>	京の三大念佛狂言のひとつ

	13日	いちひめ 市比賣祭 <市比賣神社>	
	15日	葵祭<京都御所・下鴨神社・上賀茂神社>	
	18日	御霊祭 <上御霊神社>	
6月	上旬	たぎきのつ 京都 薪 能 <平安神宮>	
	25日	ごたんしんさい おおち 御誕辰祭 大茅の わ 輪くぐり <北野天満宮>	菅公の生誕日に、楼門に大茅の輪を掲げる。
	30日	なごしのほらえ 夏 越 祓 <市内各神社>	
7月	1～31日	祇園祭<八坂神社・各山鉦町>	
	7日	七夕祭 <北野天満宮・白峯神社ほか>	
8月	7～10日	六道まいり <六道珍皇寺>	
10月	1～5日	ずいき 瑞饌祭 <北野天満宮>	
	体育の日と前日・15日	栗田神社大祭 <栗田神社>	
	22日	時代祭<京都御所・平安神宮>	
11月	1日	いのこまつり 亥子 祭 <護王神社>	平安時代から伝わる餅つきの儀式
	1～10日	祇園をどり <祇園会館>	
	5～15日	お十夜<真如堂>	
	21～28日	報恩講 <東本願寺>	親鸞聖人をしのんで営まれる法要
	26日	御茶壺奉献祭 <北野天満宮>	豊臣秀吉の「北野大茶の湯」にちなんで、新茶をいれた茶つぼを奉納する行事
12月	7・8日	大根焚き <大報恩寺>	
	13～30日	くうやゆやくねんぶつ 空也踊躍念 仏 (かくれ念仏) < 六波羅蜜寺>	
	31日	除夜の鐘 <各寺院>	
毎月	25日	天神さん <北野天満宮>	

(2) 重点区域の名称： 歴史的市街地・東寺地区

重点区域の面積： 約39ha

ア 地区の設定



図4-11 重点区域図（歴史的市街地・東寺地区）

当地区は、東寺及びその周辺の市街地から構成されている。

平安遷都直後に官寺として建立された東寺を中心に開けた市街地であり、鎌倉時代以降、大師信仰の興隆や、大宮七条に稻荷社御旅所があったことなども影響し、次第に大宮通をはじめ、いくつかの道筋でにぎわいを見せるようになった。

広大な東寺の寺域を取り囲む築地塀越しに見える木造建築の堂宇や遠くから眺めることのできる五重塔の姿は、京都を代表する風景の一つである。

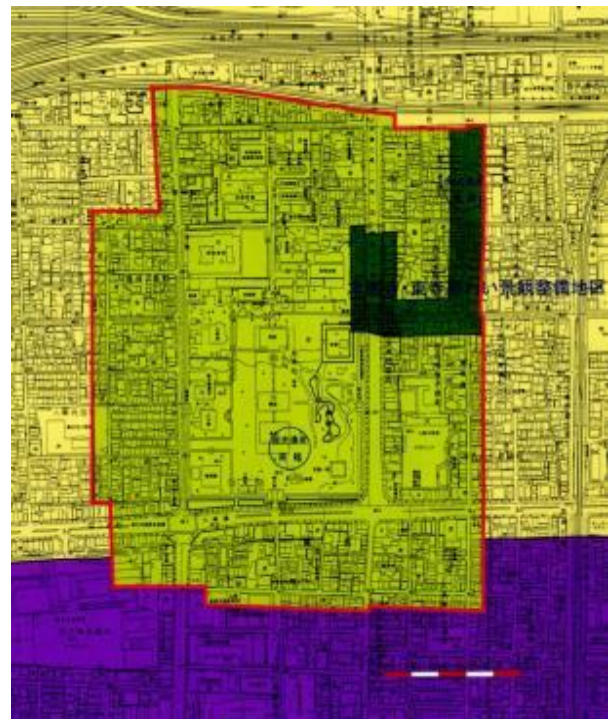
毎月21日には、「弘法さん」という愛称で知られる弘法市が開催され、境内地には植木・骨董・古着等の露店が所狭しと林立し、活気あふれる歴史的風致を形成している。

当地区は、景観計画において景観形成の重点地域として定めている歴史的市街地（北大路通、東大路通、九条通、西大路通に囲まれた地域及び伏見の旧市街地）に含まれており、景観法や都市計画法に基づき定めた景観地区のうち、歴史遺産型美観地区（東寺）と歴史遺産型美観地区（本願寺・東寺界わい景観整備地区（東寺地区））に指定している地区から

成っている。当該区域はこれらの区域界に基づき定めている。

この区域においては、第7章に記載している事業を展開する予定である。

具体的には、主なハード事業として、京都市の歴史的風致の重要な構成要素であり、地域内に多く存在している歴史的建造物の修理・修景事業である。ソフト事業は、市域全域に関連する伝統産業や伝統文化の振興に関する事業を広く展開している。これらソフトの取組にハード事業の整備を併せて行うことにより、歴史的風致の維持向上を効果的に推進できることから、重点区域を設定している。





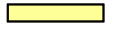


凡 例	
	歴史遺産型美観地区（一般地区）
	歴史遺産型美観地区（本願寺・東寺界わい景観整備地区）
	市街地型美観形成地区
	町並み型建築物修景地区
	重点区域

図4-12 「景観規制図」と重点区域

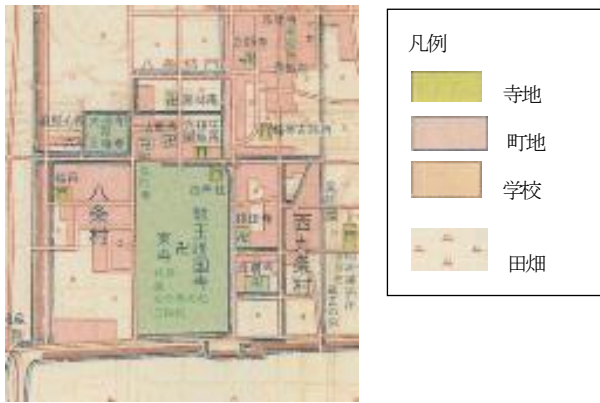


図4-13 天明・文化期の東寺地区周辺
 (『京都の歴史6 伝統の定着』)

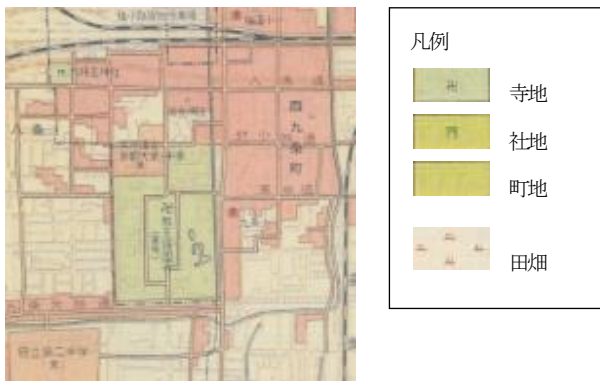


図4-14 大正4年(1915)の東寺地区周辺
 (『京都の歴史8 古都の近代』)

イ 国指定文化財の分布

当該地区内で建造物14件が重要文化財に指定されている。また、記念物1件が国指定記念物に指定されている。

国指定文化財の京都市、地区内指定件数

区分	市内の指定件数	地区内の件数
重要文化財(建造物)	211件	14件
記念物	95件	1件

当地区内の主な国指定文化財については、以下のとおりである。

(7) 教王護国寺(東寺)

平安遷都と同時に造営され、現在まで主要伽藍は不動のまま、京都のシンボルである国宝の教王護国寺五重塔を有する寺院として、世界遺産「古都京都の文化財」の構成遺産として登録されている。

ウ 景観法、市条例関連の指定物件等

京都市市街地景観整備条例に基づく界わい景観整備地区を1地区(本願寺・東寺地区(東寺地区))指定している。

景観法、市条例関連の京都市、地区内指定件数

区分	市内の指定件数	地区内の件数
界わい景観整備地区	8地区	1地区

エ 主な伝統的祭事の一覧

月	日	年中行事<場所>	内容
1月	元旦～	初詣	
	1～3日	三弘法詣 <small>にんな</small> <東寺, 仁和寺, 神光院>	弘法大師と最もゆかりの深い東寺, 仁和寺, 神光院の3カ所を巡拝する風習
8月	15日	<small>まんどうえ</small> 萬燈会(盆踊り) <東寺>	
12月	21日	<small>しま</small> 終い弘法 <東寺>	弘法大師の命日にあたる21日毎月行われる縁日のうち、12月は終い弘法、1月は初弘法と呼ばれ、正月準備をする大勢の参拝客でにぎわう。
毎月	21日	弘法さん <東寺>	

(3) 重点区域の名称：歴史的市街地・伏見地区

重点区域の面積：約152ha

ア 地区の設定



図4-15 重点区域図（歴史的市街地・伏見地区）

この地区は、^{ごこうぐう}御香宮神社とその西側に広がる伏見の旧市街地から構成されている。

秀吉が築城した伏見城の城下町を基盤として発展した市街地であり、以降400余年を経過した歴史都市である。その都市整備において道路網では「四辻四つ当たり」と呼ばれる中心線が偏心した交差点などが中世の城下町の面影を伝えている。秀吉により一時は中央政治の舞台としての役割を果たしていたが、家康により幕府が江戸に移されると城下町としての機能を失った。近世には伏見城の外堀として開削された後に高瀬川と共に交通の動脈となった^{ほりかわ}濠川など運河により、水運業を中心とした商業都市として栄えた。また、御香宮神社の湧き水や上質な地下水により酒造業が栄え、今でも酒蔵が地域の歴史的な町並みの特徴として色濃く残っている。

当地区は、町家や酒蔵からなる歴史的な町並みや近代的な商店街が融和した景観が形成されている他、旧街道沿いにも歴史的風致の維持及び向上において

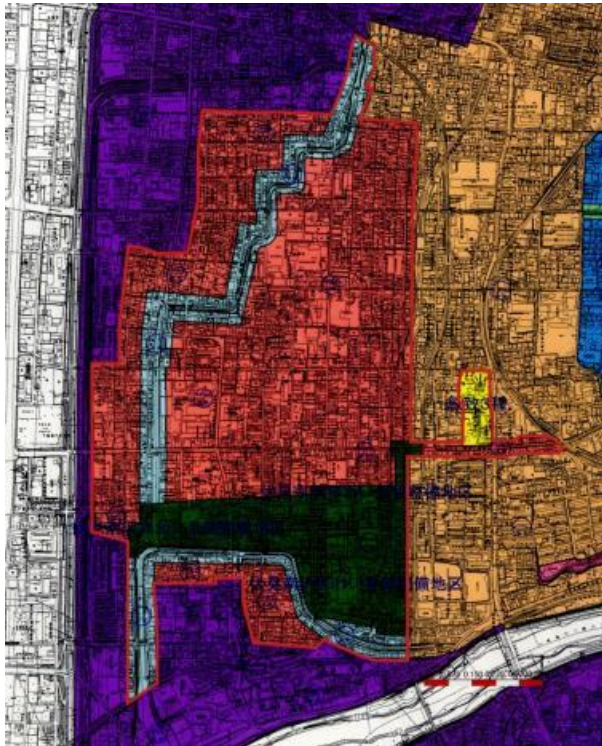
重要な町家が数多く残っている。

酒蔵の町並みが並ぶ地域では、現在でも京都を代表する銘酒が製造されており、酒造業が盛んなまちとして有名である。また、御香宮神社では秋に「伏見祭」と呼ばれる神幸祭が行われる。これらの歴史的な活動が、町並みや神社と一体となって、歴史的風致を形成している。

当地区は、景観計画において景観形成の重点地域として定めている歴史的市街地（北大路通、東大路通、九条通、西大路通に囲まれた地域及び伏見の旧市街地）に含まれており、景観法や都市計画法に基づき定めた景観地区のうち、旧市街地型美観地区又は歴史遺産型美観地区（伏見南浜界わい景観整備地区）に指定している区域を中心に、その中に一部岸辺型美観地区（濠川・宇治川派流）、伏見桃山風致地区（御香宮神社の境内地一帯）を含む。当地区の区域はこれらの区域界に基づき定めている。

この区域においては、第7章に記載している事業を展開する予定である。

具体的には、主なハード事業として、京都市の歴史的風致の重要な構成要素であり、地域内に多く存在している歴史的建造物の修理・修景事業である。また、ソフト事業は、市域全域に関連する伝統産業や伝統文化の振興に関する事業を広く展開している。これらソフトの取組にハード事業の整備を併せて行うことにより、歴史的風致の維持向上を効果的に推進できることから、重点区域を設定している。



凡 例	
	旧市街地型美観地区
	歴史遺産型美観地区（伏見南浜界わい景観整備地区）
	岸辺型美観地区
	山ろく型建造物修景地区
	町並み型建造物修景地区
	風致地区第2種地域
	風致地区第3種地域
	重点区域

図4-16 「景観規制図」と重点区域



図4-17 天明・文化期の伏見地区周辺
（『京都の歴史6 伝統の定着』）

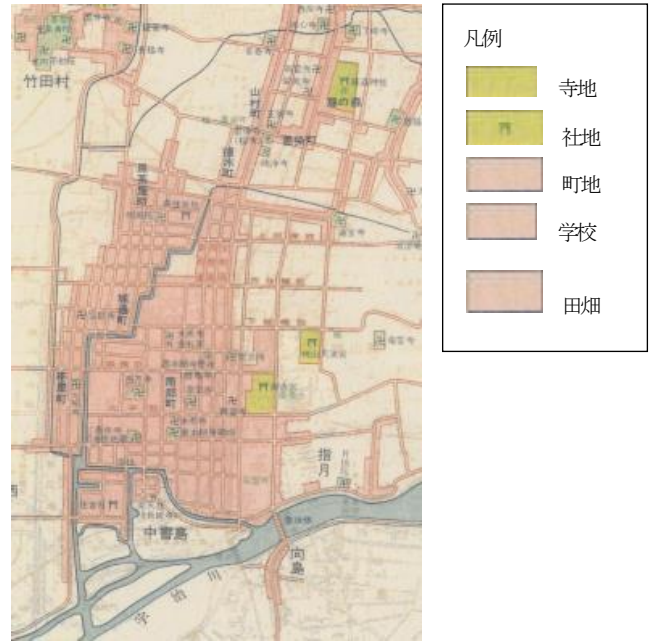


図4-18 大正4年（1915）の伏見地区周辺
（『京都の歴史8 古都の近代』）

イ 国指定文化財の分布

当地区内で建造物2件が重要文化財に指定されている。

国指定文化財の京都市、地区内の指定件数

区 分	市内の指定件数	地区内の件数
重要文化財（建造物）	211件	1地区

当地区内の国指定文化財（建造物）は、以下のとおりである。

(7) 御香宮神社

秀吉が築城した伏見城の旧城下町に存し、秀吉が崇敬した神社である。社殿は伏見城の遺構を移築したものといわれている。桃山時代の豪壮華麗作風と装飾が美しいことで知られ、表門と本殿が重要文化財に指定されている。また、近郊の祭礼行事の中心社として、祭礼は盛大で大いに賑わう。境内に湧出している泉は、伏見の酒造業の源とされ、伏見の清酒の原点である。

現在は、伏見のシンボルとして貴重な存在である。

ウ 国指定以外の指定文化財

文化財保護法に基づく国の登録有形文化財（建造物）として、当地区内において、12件が登録されている。これらを種別で見ると、近代和風建築4件、近代洋風建築2件、町家4件、その他2件となっている。

京都府文化財保護条例による建造物の保護としては、当地区内において1件が指定されている。種別は近世社寺建築である。

また、京都市文化財保護条例に基づき、1件が登録されている。種別は近世社寺建築となっている。また、名勝として1件が登録されており、市登録有形民俗文化財1件が登録されている。

国指定以外の文化財の京都市、地区内指定件数

区 分	市内の指定・登録件数	地区内の件数
国登録有形文化財（建造物）	419件	12件
府指定有形文化財（建造物）	49件	1件
市指定有形文化財（建造物）	74件	1件
市登録記念物	25件	1件
市指定有形民俗文化財	8件	1件
市登録有形民俗文化財	3件	1件

エ 景観法、市条例関連の指定物件等

当地区内に、景観法に基づく景観重要建造物7件、京都市市街地景観整備条例に基づく歴史的意匠建造物8件を指定している。いずれも外観保存を基本とした制度で、建物の内部については規制の対象外としている。

また、京都市市街地景観整備条例に基づく界わい景観整備地区を1地区（伏見南浜地区）指定している。

景観法、市条例関連の京都市、地区内の指定件数

区 分	市内の指定件数	地区内の件数
景観重要建造物	114件	7件
歴史的意匠建造物	107件	8件
界わい景観整備地区	8地区	1地区

オ 主な伝統的祭事の一覧

月	日	年中行事<場所>	内容
1月	元旦～	初詣	
	元旦	若水の神事 <御香宮神社>	
2月	じょうつひ 上卯日	おゆみはじめ 御弓 始 神事 <御香宮神社>	
5月	18日	伏見義民祭 <御香宮神社>	
7月	31日	茅の輪神事 <御香宮神社>	
9月	第2土曜	神能奉納 <御香宮神社>	
9～10月	9月下旬 から10月 初旬ごろ	神幸祭 <御香宮神社>	
12月	卯日	醸造初神事 <御香宮神社>	酒どころ伏見は寒づくりの新酒を仕込む季節。醸造家がしょうじんけっさい精進潔斎をして神前で新酒の出来を願う行事

(4) 重点区域の名称：上賀茂地区

重点区域の面積：約23ha

ア 地区の設定

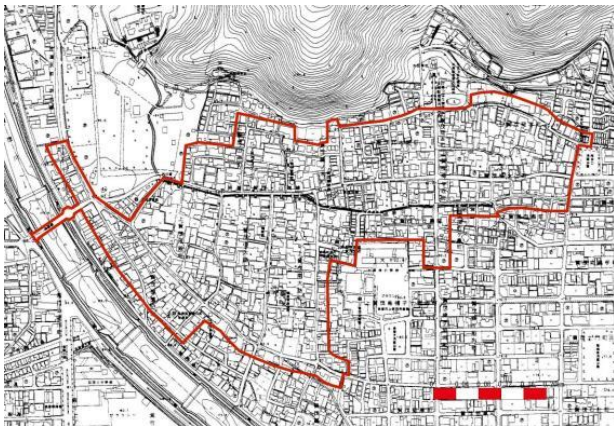


図4-19 重点区域図（上賀茂地区）

当地区は、上賀茂神社門前みょうじんがわから明神川周辺の地域から構成されている。

この地区は古代より信仰の対象であり平安京の地主神社であった、上賀茂神社を中心として発展した地域である。その門前に位置する社家町しゃけは、中世以降、賀茂六郷の中心にあって、上賀茂神社に仕える神官の住居（社家）や農家が混在する町として、明神川沿いを中心に発展してきた。

この地区内の明神川をはじめとする水路は、上賀茂神社と結ばれる「神聖」なものであると同時に戦国期の動乱の中で、自衛施設として整備された「構」や「堀」のなごりである。近世までは生活用水、現代では「すぐき」をはじめとするこの地区の農業生産用の用水路でもある。また、道路は多くのT字路を有し、この地区の景観を豊かなものとしている。更に、明神川の清流や神宮寺山の緑などの豊かな自然環境を背景として土堀、薬医門や腕木門、土堀越しに見られる前庭の樹々により形成される通り景観、通りからこれらを介して望見できる社家のいのこさす 冢扱首による妻飾りや束と貫による妻飾り、農家の大屋根と深い軒、洗練された意匠の町家等が、ひなびた中にも厳しさを織り込んだ、まとまりのある界わい景観の特性を示している。

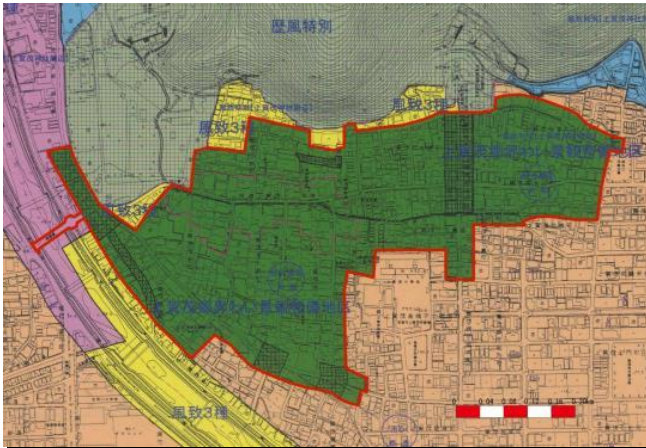
毎年5月には、京都の三大祭りの一つであり王朝風俗の伝統が色濃く残る加茂社の祭礼、葵祭が行われる。葵祭に先立ち、さまざまな神事が執り行われ、祭当日には平安時代の装束に身を固め行列を行う「路頭の儀」や神社にて執り行われる「社頭の儀

等が、上賀茂神社の神聖な山や建造物、社家の町並みと一体となって、平安の昔を思わせる歴史的風致を形成している。また、葵祭と同じ日に今宮神社の祭礼である「やすらい祭」が行われる地区の一つであることでも知られており、歴史的な町並みと一体となって歴史的風致を形成している。

当地区の区域は、景観法や都市計画法に基づき定めた景観地区のうち、歴史遺産型美観地区（上賀茂郷界わい景観整備地区）に指定している区域と上賀茂神社の参道の意味合いが強い御みその蔭橋の区域から成り、当該区域はこれらの区域界に基づき定めている。

この区域においては、第7章に記載している事業を展開する予定である。

具体的には、主なハード事業として、京都市の歴史的風致の重要な構成要素であり、地域内に多く存在している歴史的建造物の修理・修景事業と御園橋改修事業である。また、ソフト事業は、市域全域に関連する伝統産業や伝統文化の振興に関する事業を広く展開している。これらソフトの取組にハード事業の整備を併せて行うことにより、歴史的風致の維持向上を効果的に推進できることから、重点区域を設定している。



凡 例	
	歴史遺産型美観地区（上賀茂郷界わい景観整備地区）
	山ろく型建造物修景地区
	風致地区第1種地域
	風致地区第2種地域
	風致地区第3種地域
	風致地区第4種地域
	伝統的建造物群保存地区
	歴史的風土特別保存地区
	重点区域

図4-20 「景観規制図」と重点区域



図4-21 天明・文化期の上賀茂地区周辺
（『京都の歴史6 伝統の定着』）

イ 国指定文化財の分布

当地区内で重要伝統的建造物群保存地区に上賀茂地区（社家町）が選定されている。また、記念物2件が国指定記念物に指定されている。

国指定文化財京都市、区域内指定件数

区 分	市内の指定件数	地区内の件数
重要伝統的建造物群保存地区	4地区	1地区

地区内の主な国指定文化財は以下のとおりである。

(7) 上賀茂重要伝統的建造物群保存地区

当地区は、洛北、上賀茂神社の境内から流れ出る明神川に架かる土橋、川沿いの土堀、社家の門、妻入りの社家、土堀越しの庭の緑、これらが一体となって江戸時代にできた社家町の貴重な歴史的風致を形成している。

当地区では、地区内の建物の約63%の建物を、伝統的建造物群の特性を維持していると認め、伝統的建造物として定めている。

また、明神川や石橋、前庭等を、伝統的建造物群と一体を成す環境を保存するために特に必要と認められるものとして定めている。

ウ 国指定以外の指定文化財

当地区内において京都市文化財保護条例に基づく建造物の指定が2件、登録が1件ある。

国指定以外の文化財の京都市、地区内の指定件数

区 分	市内の指定・登録件数	地区内の件数
市指定有形文化財（建造物）	74件	2件
市登録有形文化財（建造物）	27件	1件

エ 景観法、市条例関連の指定物件等

当地区内に、景観法に基づく景観重要建造物1件、京都市市街地景観整備条例に基づく界わい景観整備地区を1地区（上賀茂郷地区）指定している。

景観法、市条例関連の京都市、地区内の指定件数

区 分	市内の指定件数	地区内の件数
景観重要建造物	114件	1件
界わい景観整備地区	8地区	1地区

オ 主な伝統的祭事の一覧

月	日	年中行事<場所>	内容
5月	5日	競馬会神事 <上賀茂神社>	
	15日	葵祭<京都御所・下鴨神社・上賀茂神社>	祇園祭、時代祭と共に京都三大祭の一つ。平安朝の優美な古典行列が見られる。
	15日	やすらい花	